

2 関係法令の概要について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案改正内容の概要

1. 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正関係

(1) 地域支援事業の上限額

〔第37条の2の新設〕

- 市町村が介護保険法（以下「法」という。）第115条の38第1項に規定する地域支援事業を行うに当たっては、同条第3項により政令で定める額の範囲内で行うこととされており、この地域支援事業の上限額を介護保険法施行令（以下「施行令」という。）で定めるもの。
- 具体的な各上限額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等に要する費用の予想額（以下「給付見込額」という。）に下の割合を乗じた額とする。（施行令第37条の2）

	右記以外の市町村	小規模市町村（注）
①介護予防事業	2.0%	1.5%
②包括的支援事業+任意事業	2.0%	300万円
③地域支援事業（①+②）	3.0%	-

（注）給付見込額に1.5%を乗じて得た額が300万円未満の市町村。なお、小規模市町村は「右記以外の市町村」の上限額を選択することも可能。

(2) 保険料率の算定に関する基準

〔第38条、第39条の改正関係〕

今般の改正においては、被保険者の負担能力をきめ細かく反映させる観点から、保険料率の算定に関する基準を次のとおり見直すこととする。

- ① 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が八十万円以下である者の区分を定め、当該区分における保険料基準額に乘じる標準割合を四分の二とする。（施行令第38条第1項第2号及び第39条第1項第2号）
- ② 保険料に係る第一号被保険者の区分について、市町村民税が課されている者の区分については合計所得金額に基づいて更に区分することができることとし、当該区分における保険料基準額に乘じる割合については、市町村が当該区分に応じて定めることとする。（施行令第39条）

2. 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）の一部改正関係

(1) 介護給付費等に対する負担金等

〔第1条、第1条の3、第2条第3項及び第4項並びに第3条第3項及び第4項の改正〕

介護給付費及び地域支援事業に要する費用における国、都道府県、市町村等の負担金及び交付金の新たに対象となる費用等を定める。

(2) 第二号被保険者負担率

〔第5条関係〕

介護給付及び予防給付に要する費用のうち第二号被保険者が負担する割合を100分の31とする。

3. 施行期日

- 平成18年4月1日から施行する。

4. 経過措置等

(1) 地域支援事業の上限額に関する経過措置

- 平成18年度及び平成19年度における地域支援事業の上限額に関する経過措置を次のように定める。（附則第2条及び第3条）

	18年度		19年度	
	右記以外の市町村	小規模市町村（注1）	右記以外の市町村	小規模市町村（注1）
①介護予防事業	1.5%	0.5%	1.5%	0.8%
②包括的支援事業+任意事業	1.5%	300万円	1.5%	300万円
③地域支援事業（①+②）	2.0%	-	2.3%	-

	18年度	19年度
	19年度又は20年度に地域包括支援センターを設置する市町村（注2）	20年4月に地域包括支援センターを設置する市町村（注2）
①介護予防事業	1.5%	1.5%
②包括的支援事業+任意事業	0.5%	0.5%
③地域支援事業（①+②）	-	-

（注1）給付見込額に1.5%を乗じて得た額が300万円未満の市町村。なお、小規模市町村は「右記以外の市町村」の上限額を選択することも可能。

（注2）これらの市町村には、小規模市町村の特例は適用しない。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例

- 地方税法の規定による市町村民税の経過措置対象者等については、平成十八年度及び平成十九年度における保険料基準額に乘じる割合については、これを引き下げることができることとする。（附則第4条）

介護保険法施行令等の一部改正の概要

介護保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行（平成18年4月1日施行）に伴い、介護サービス情報の公表に係る指定調査機関等の指定等に係る規定を整備する。

1. 介護保険法施行令の改正

(1) 特定疾病の見直し

- ・ 特定疾病に末期がんを追加する。
- ・ シャイ・ドレーガー症候群を多系統萎縮症に改めるなど所要の改正を行う。

(2) 訪問介護員養成研修の見直し

- ・ 介護職員基礎研修課程を追加することに伴い、訪問介護員養成研修を介護職員養成研修に改める。

(3) 福祉用具の貸与・販売

- ・ 福祉用具の貸与や販売を行うにあたり専門的知識を有する保健師などの福祉用具専門相談員の技術的援助及び助言を受けて行うこととする。（これまでは省令で規定していたものを政令に引き上げる。）
- ・ 福祉用具専門相談員の要件を、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士など専門的知識を有する者及び福祉用具専門相談員指定講習会を受けた者などとする。（これまで省令で規定していたものを政令に引き上げる。）
- ・ これまで厚生労働大臣が行っていた福祉用具専門相談員指定講習会の指定を都道府県知事が行うこととする。
- ・ 福祉用具専門相談員指定講習会の指定を受ける者の要件を、講習会を適正に実施する能力があると認められることなどとする。

(4) 指定市町村事務受託法人

- ・ 指定市町村事務受託法人に関し、法人の指定、報告、公示等の規定を整備する。

(5) 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律について

- ・ 改正法において、介護支援専門員の欠格事由や指定事業者の欠格事由として国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金刑に処せられ、その執行が終わっていない者等を規定したため、政令で定める法律を以下のとおりとする。

保健に関する法律：老人保健法

医療に関する法律：医師法、医療法、薬事法など

福祉に関する法律：老人福祉法、障害者自立支援法など

(6) 介護支援専門員

- ・ 改正法において、介護支援専門員の要件等を規定したことに伴い、政令上の要件規定を削除するとともに、研修を実施する機関である指定研修実施機関の指定の要件として適正かつ継続的に実施する能力があると認められること等を規定する。

(7) 介護サービス情報の公表

- ・ 介護サービス情報の報告はサービスの提供を開始するときは省令で定めるとき（2週間前）までに、その他の場合は都道府県知事の定める計画に従って行うこととする。
- ・ 調査を実施する指定調査機関の欠格要件として、法人でないものや介護保険法に違反し刑に処せられ2年を経過していないものなどを規定する。
- ・ 指定調査機関の指定の要件として、指定調査機関が作成する職員や事務の実施方法を定める計画が適切なものであることや役員や職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることなどを規定する。
- ・ 指定調査機関が不正な手段で指定を受けた場合や政令の規定に違反したとき等は、指定を取り消すことができることとする。
- ・ 調査員の要件として調査員養成研修の課程を修了したものとする。
- ・ 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員の登録を受けた場合などに登録証明書返還を求めることとする。
- ・ 調査員養成研修に係る指定の要件として、法人であることや研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること等を規定する。
- ・ 情報の公表を行う指定情報公表センターの指定の要件として、都道府県に他に指定を受けている者がいないことや役員や職員の構成が事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと等を規定する。
- ・ 指定情報公表センターについて、不正な手段により指定を受けたときや

著しく不適当な行為をしたときに指定を取り消すことができることとする。

(8) 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターの設置者に対し、その職員に都道府県が行う研修を受けさせることとする。

(9) 保険料の特別徴収(年金天引き)の見直し

- ・特別徴収の対象となる遺族・障害年金の特定及び徴収の順位を規定する。

(10) その他

- ・その他所要の規定の整備を行う。

(11) 経過措置

- ・平成18年4月1日において、通所介護の指定を受けているもののうち認知症専用型の報酬を算定しているものについては認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の指定を、認知症対応型共同生活介護の指定を受けているものについては介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けているものとみなす。
- ・平成20年3月31日までの間については、指定市町村事務受託法人がないこと等の事情により新規の要介護認定及び要支援認定の認定調査の円滑な実施が困難な場合は、指定居宅介護支援事業者等に新規の認定調査を委託できることとする。
- ・平成18年4月1日において、指定があったものとみなされた事業者の指定の有効期間は、平成12年4月1日以降指定を受けた日から起算することとする。(平成14年以前に指定をうけた者は別途経過措置を設ける。)
- ・新たに追加した指定の欠格条項については、平成18年4月1日以前に受けた刑や処分については適用しない。(指定の更新及び取り消しについても同様。)
- ・市町村は、地域包括支援センターが設置されるまでの間は、包括的支援事業の一括委託の規定にかかわらず、在宅介護支援センターの設置者に対し、総合相談・支援事業のみの実施を委託することができる。

2. 老人福祉法施行令の改正

- ・改正法において、新たに設けることとした小規模多機能型居宅介護事業について、その対象者として、介護保険法の規定による給付の対象となる

者等を規定する。(老人福祉法施行令第4条関係)

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の成立に伴い、虐待のため又は養護者の負担軽減のために必要と認める場合には市町村による措置の対象となることを明確化することとした。(老人福祉法施行令第6条関係)
- ・その他、改正法の成立に伴う所要の改正を行う。

3. 生活保護法施行令の改正

- ・保護費の中でも実費を支給しているものについて、保護の目的を達成するために必要である場合には、被保護者の利便性、地方自治体の事務の効率性向上にもかんがみ、被保護者に代わって保護の実施機関が納付を行える費用として、介護保険料と住居に居住するために要する費用を規定する。
- ・現行の改正前に生活保護法上による訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を行う指定介護機関の指定を受けていた事業者のうち介護保険法による指定を受けたものとみなされたものについて改正後においては、特段の申出がない限り、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導として、生活保護法上における介護予防を行う指定介護機関とみなす。

4. その他

- ・改正法の成立に伴い関係政令について所要の改正を行う。

5. 介護保険法施行令等の一部を改正する政令の経過措置

- ・現行の訪問介護員養成研修を修了した者について介護員養成研修を修了した者とみなす。
- ・現行の改正前に訪問介護員研修及び介護支援専門員実務研修等の指定をうけていた事業者について改正後においても同様の指定をうけたものとみなす。
- ・改正前に登録された介護支援専門員の介護支援専門員証の有効期間を規定する。
- ・施行日前に一定の研修を受けた者について、介護サービス情報の公表に係る「調査員」とみなす。
- ・地方税法の規定による市町村民税の経過措置対象者等について、平成18年度及び平成19年度における高額介護サービス費に関する特例を規定する。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案

6. 施行期日

- ・平成18年4月1日とする。

概要

- (1) 平成18年度から平成20年度までの基準所得金額〔第143条の改正〕
平成18年度から平成20年度までの基準所得金額を200万円とする。
- (2) 仮徴収額の徴収方法の見直し〔第158条の改正〕
これまで8月の仮徴収額は、一般仮徴収額（2月の本徴収額）又は市町村決定額（6月の仮徴収額）の範囲内で市町村が定める額とされていたが、特別徴収における徴収額の平準化を図るため、8月の仮徴収額について所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とすることができることとする。
- (3) 施行期日
平成18年4月1日

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する 省令の一部を改正する省令案

(参考資料)

附則別表第一及び附則別表第二に掲げる算式中の各記号の意義及び係数

概要

- (1) 所得段階別加入割合補正係数の算式の見直し〔別表第2(第6条関係)の改正〕
第1号被保険者の保険料第2段階を細分化することに伴い、調整交付金に係る所得段階別加入割合補正係数の算式について所要の改正を行うもの。
- (2) 平成18年度及び平成19年度における所得段階別加入割合補正係数の算式の特例〔附則第2条〕
今般の改正においては、地方税法の規定による市町村民税の経過措置対象者等について、平成18年度及び平成19年度における保険料基準額に乗じる割合について引き下げることができることとしている。
これに伴い、平成18年度及び平成19年度における所得段階別加入割合補正係数の算式について、特例として経過措置対象者等に係る区分を加え、附則別表第一及び第二に掲げる算式により算定することとするもの。
(附則別表第一及び第二における算式中の記号の意義等については(参考資料)参照)

- (3) 施行期日
平成18年4月1日

被保険者の区分	平成18年度(附則別表第一)			平成19年度(附則別表第二)		
	当該市町村における割合	すべての市町村における割合	係数	当該市町村における割合	すべての市町村における割合	係数
第1段階被保険者	A	a	0.5	A	a	0.5
第2段階被保険者	B	b	0.5	B	b	0.5
第3段階被保険者	C	c	0.25	C	c	0.25
第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	D	d	0.34	D	d	0.17
第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	E	e	0.34	E	e	0.17
第4段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	F	f	0.17	F	f	0.09
第4段階被保険者			0			0
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者	G	g	0.25			0
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者	H	h	0.25			0
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	I	i	0.09	G	g	-0.08
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者	J	j	-0.08	H	h	-0.16
第5段階被保険者	K	k	-0.25	I	i	-0.25
第6段階被保険者	L	l	-0.5	J	j	-0.5

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令案

概要

(1) 平成18年度から平成20年度までの財政安定化基金拠出率〔第4条の改正〕
平成18年度から平成20年度までの財政安定化基金拠出率を1,000分の1とする。

(2) 施行期日
平成18年4月1日

介護保険法施行規則等の一部改正の概要

介護保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行（平成18年4月1日施行）及び介護保険法施行令（以下「施行令」という。）等の改正に伴い、介護予防サービスの定義の細則、指定市町村事務受託法人及び介護サービス情報の公表に係る機関等の申請等の手続、地域包括支援センターの基準等を規定するなど所要の改正を行う。

1. 介護保険法施行規則の改正

(1) 要介護状態及び要支援状態の継続見込期間の見直し

・ 施行令の改正により特定疾病に末期がんを追加することから、末期がんによる要介護状態や要支援状態の継続見込期間を緩和する。

(2) 居宅サービスの定義

・ 介護保険法上の「居宅」の定義に養護老人ホームを加える。
・ 訪問看護を行うことができる者として、言語聴覚士を加える。
・ 特定施設の対象に養護老人ホーム及び高齢者専用賃貸住宅（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）を加える。
・ 小規模多機能型居宅介護を行う拠点として、適切に機能訓練等を実施できる拠点を規定する。
・ 介護専用型特定施設の入居者として、要介護者及び配偶者に加え、入居の際要介護者であった者で要支援若しくは非該当に改善した者や入居者の3親等以内の親族等を規定する。

(3) 介護予防サービスの定義

・ 介護予防サービスの提供される期間を介護予防サービス計画に定める期間とする。
・ 介護予防訪問入浴介護を利用できる場合として、疾病などのやむを得ない理由で入浴に介護が必要なときを規定する。
・ 介護予防認知症対応型共同生活介護を利用できる者として、要支援2に該当する者を規定する。
・ 介護予防サービス計画を作成することができる地域包括支援センターの職員として、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者を規定する。
・ 上記に掲げるもののほか、介護予防サービスの定義に係る細則について、

居宅サービスと同様の規定を設ける。

(4) 介護職員基礎研修

- ・政令において、訪問介護員養成研修に係る体系を変更することに伴い、訪問介護員に関する省令を廃止し、同令の規定を本施行規則上の規定とする。
- ・研修課程に、新たに介護従事する者の業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得することを目的として行われる「介護職員基礎研修課程」を設ける。
- ・研修の実施に当たっては、知識及び技術の修得がなされていることを確認することを義務づける。
- ・研修事業者の指定を受ける際の申請手続を規定する。
- ・介護職員基礎研修課程の基準について、修業年限をおおむね3年以内とし、研修に必要な講師を確保していることなどを規定する。

(5) 福祉用具専門相談員指定講習会

- ・福祉用具専門相談員の指定講習会の指定を受ける際の申請手続を規定する。
- ・指定講習会の指定の基準について、講習会を年に1回以上開催し、研修に必要な数の講師を確保していることなどを規定する。

(6) 指定市町村事務受託法人

指定市町村事務受託法人に関し、指定の要件、事務の委託の公示等を規定する。

(7) 申請代行の範囲・認定調査の委託

- ・要介護認定等の申請代行をできる者の要件として、各事業者ごとの指定基準の要介護認定等の申請に係る援助の規定に違反したことがないことを規定する。
- ・更新時等に認定調査を委託できる者として、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び地域包括支援センターを規定する。
- ・調査を委託できる者の要件として、各事業者の指定基準の利益收受の禁止の規定に違反したことがないことを規定する。

(8) 要支援状態区分の変更の認定の申請等

- ・改正法において、要支援状態区分を規定したことに伴い、要支援状態区分の変更の認定の申請手続等に関し、要介護状態区分の変更の認定の申請等に係る規定と同様の規定を設ける。
- ・市町村の職権により要支援状態区分の変更の認定をする際の手続等を要介護状態区分の変更の認定をする場合と同様に規定する。

(9) 居宅介護サービス費の代理受領の要件

- ・居宅介護サービス費の代理受領の要件として、小規模多機能型居宅介護を利用する場合については、あらかじめ利用について市町村に届け出ている場合であって、利用した指定居宅サービスが小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が作成した計画の対象となっているときを加える。

(10) 地域密着型介護サービス費

- ・小規模多機能型居宅介護における日常生活に要する費用として、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用、おむつ代、その他適当と認められるものを規定するなど各地域密着型サービスにおける日常生活に要する費用を規定する。
- ・指定居宅サービスと同様に指定地域密着型サービスの利用に際し、被保険者証の提示することや事業者が交付しなければならない領収書に関することを規定する。
- ・地域密着型介護サービス費の代理受領の要件として、居宅サービス費と同様に指定居宅介護支援を受けることをあらかじめ市町村に届け出て、サービスが居宅サービス計画の対象となっているとき、小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているときなどを規定する。

(11) 居宅介護サービス費等区分(種類)支給限度額

- ・居宅介護サービス費等区分支給限度額の対象となるサービスに、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護を加える。
- ・居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類に、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護を加える。

(12) 居宅介護住宅改修費

- ・従来、居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする場合は、申請書を出すこととされていたが、これを見直し、あらかじめ、費用の見積もり

や改修の内容を記載した書類を提出するよう手続を改める。

(13) 介護予防サービス費の支給要件

・介護予防サービス費の支給要件として以下の場合を規定する。

- ①指定介護予防支援を受けることをあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、利用するサービスが介護予防サービス計画の対象となっているとき。
- ②基準該当介護予防支援を受けることをあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、利用するサービスが介護予防サービス計画の対象となっているとき。
- ③介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることをあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、利用するサービスが介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が作成する計画の対象となっているとき。
- ④居宅要支援被保険者が介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めるとき。
- ⑤介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。

(14) 地域密着型介護予防サービス費

・地域密着型介護予防サービス費の支給要件として、介護予防サービス費と同様に指定介護予防支援を受けることをあらかじめ市町村に届け出て、サービスが介護予防サービス計画の対象となっているとき、介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているときなどを規定する。

・地域密着型サービスと同様に各サービスごとに日常生活に要する費用を規定する。

(15) 介護予防サービス費等区分（種類）支給限度額

・介護予防サービス費等区分支給限度額の対象となるサービスとして、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び利用期間を定めて行う介護予防認知症対応型共同生活介護を

規定する。

・支給限度額管理期間内に要支援状態区分が変更された場合は、支援の程度が高い要支援状態区分の支給限度額を適用することとする。

・介護予防サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類として、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護及び利用期間を定めて行う介護予防認知症対応型共同生活介護を追加する。

(16) 介護支援専門員の登録

・介護支援専門員を法律上に位置付けるなど介護支援専門員に係る規定を改正したことに伴い、介護支援専門員に関する省令を廃止し、同令の規定を本施行規則上の規定とする。

・研修の実施に当たっては、知識及び技術の修得がなされていることを確認することを義務づける。

・複数の都道府県において介護支援専門員実務研修を修了した者については、いずれか1つの都道府県知事の登録を受けることとする。

・登録を受けている都道府県以外の都道府県において、登録の移転の申請を行うのは介護保険施設、地域包括支援センターなどの事務に従事するときとする。

・介護支援専門員証の交付を受けようとする者が受ける研修は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得を図り、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。ただし、登録を受けた日から5年間は、この研修を受けずに交付を受けられることとする。

・介護支援専門員の有効期間の更新をする際に受ける研修は、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技能を維持し、介護支援専門員としての知識及び技術の確認並びに資質の向上を図ることを目的として行われるものとする。

・更新研修の実施に当たっては、知識及び技術の修得がなされていることを確認することを義務づける。

・上記に掲げるもののほか、介護支援専門員の登録、登録の移転、介護支援専門員証に係る申請手続など所要の規定を整備する。

(17) 登録試験問題作成機関

- ・試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置として、事務の管理に関する書類が作成されていること及び公開模擬学力試験などの学力の教授に関する業務を行わないことを規定する。
- ・登録試験問題作成機関が認可を受けようとするときに作成する事務規程に定める事項として、秘密の保持に関する事項や書類の管理に関する事項などを規定する。
- ・上記に掲げるもののほか、登録の申請手続、帳簿の備え付けに関する事項、事務を休廃止した場合の引継ぎなど所要の規定を整備する。

(18) 指定試験実施機関及び指定研修実施機関

- ・指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定を受ける際の申請手続などを規定する。

(19) 事業者指定の申請手続

- ・地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の創設に伴い、これらのサービスの指定を受ける際の申請手続を規定する。(居宅サービスと同様の内容とする。)
- ・指定の欠格事由の見直しに伴い、指定の申請時の提出事項に欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び役員の情報を加えること。
- ・居宅サービスの指定を受けている場合の介護予防サービスの指定の申請時等又は指定の更新時の提出事項について、変更がない場合には省略できることとする。

(20) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準の変更に係る範囲

- ・市町村は、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準について、利用定員及び登録定員に関する基準、事業所又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準の緩和を除いて、変更することができることとする。

(21) 指定介護予防支援の委託

- ・事業者が指定介護予防支援の一部を委託する際の手続等を定め、委託先は指定居宅介護支援事業者とする。

(22) 介護サービス情報の公表及び報告

- ・介護サービス情報の公表の対象となるサービスとして訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等の9サービスを規定する。
- ・介護サービス情報として報告するものは、法人の名称、所在地等の基本情報とサービス提供に関するマニュアルの有無等調査が必要な調査情報(サービス提供の開始時にあっては、基本情報のみ)とする。
※詳細は別添を参照。
- ・事業者は、サービス提供を開始しようとする場合にあっては、開始2週間前までに報告を行うこととする。
- ・事業者は、サービス提供開始後の年1回の定期報告の場合にあっては、事業者が介護サービスの対価として支払いを受けた金額が1年間で100万以下の場合又は正当な理由があるときは、都道府県知事に介護サービス情報を報告しなくてもよいこととする。
- ・介護サービス情報として公表するものは、基本情報と調査情報の調査結果とする。

(23) 指定調査機関

- ・指定調査機関の指定の要件として、民法法人の場合には社員、株式会社の場合には株主、その他の法人の場合にはこれらに類する者の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること、調査する介護サービスを自ら提供していないこと等を規定する。
- ・指定調査機関の調査事務は、調査員2人以上で指定事業者を訪問し、面接して行うこととする。
- ・上記に掲げるもののほか、指定調査機関の調査事務規程、帳簿の備え付けなど所要の規定を整備する。

(24) 調査員養成研修

- ・調査員養成研修は、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、調査員として必要な専門的知識等の修得等を内容に含むものとする。
- ・研修の実施に当たっては、知識及び技術の修得がなされていることを確認することを義務づける。
- ・調査員登録証明書の様式、調査員養成研修の指定の申請手続を規定する。

(25) 指定情報公表センター

- ・指定情報公表センターが行う事務は、介護サービス情報の報告の受理、公表、指定調査機関の指定に係る審査とする。
- ・指定情報公表センターの指定の要件として、民法法人の場合には社員、株式会社の場合には株主、その他の法人の場合にはこれらに類する者の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること、介護サービスを自ら提供していないことなどを規定する。
- ・指定情報公表センターの指定の申請手続、指定した際の都道府県から情報公表事務の引継ぎ、情報公表事務規程、帳簿備え付けなど所要の規定を整備する。

(26) 地域支援事業の利用料

- ・地域支援事業の利用料については、市町村が定めることとする。

(27) 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターが包括的支援事業以外に目的とする事業を、介護予防事業の特定高齢者把握事業とする。
- ・地域包括支援センターを設置する際の届出手続を規定する。
- ・地域包括支援センターの人員配置基準は、第1号被保険者の数がおおむね3000～6000人ごとに常勤専従の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ1人置くこととする。
- ・上記の例外は、①第1号被保険者の数が3000人未満の市町村等の場合、②合併市町村又は広域連合の場合、③人口規模にかかわらず地理的制約等のために特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要な場合とする。
- ・地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保する。
- ・包括的支援事業を委託できる者は、包括的支援事業を適切に実施できる医療法人、社会福祉法人等の市町村が適当と認めるものとする。

(28) 主任介護支援専門員の研修

- ・主任介護支援専門員の研修の内容は、保健医療サービス等との連絡調整に関する知識及び技術、介護予防サービス計画等に関する専門的知識及び技術等の修得等とする。

(29) みなし要介護認定の経過措置

- ・介護保険法等の一部を改正する法律の附則により、施行日前の要支援者及び要介護者は施行日に新要介護認定を受けたものとみなされるが、施行日前に要支援者であった者は、認知症対応型共同生活介護の利用並びに地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所ができないこととする。

(30) 居宅サービス、地域密着型サービス、介護保険施設又は地域密着型介護予防サービスのみなし指定を必要としない場合の別段の申出

- ・居宅サービス又は介護保険施設のみなし指定を必要としない場合は、その旨を都道府県知事に、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのみなし指定を必要としない場合は、その旨を都道府県知事及び市町村長に届け出るものとする。

(31) 地域密着型特定施設のみなし指定

- ・地域密着型特定施設のみなし指定を受けることができる特定施設の入居者は、入居者である要介護者の3親等以内の親族、その他市町村長が必要と認める者とする。

(32) 介護保険施設の入所者に関する経過措置

- ・施行日に新要介護認定を受けたものとみなされた者の要介護認定有効期間内に、新要支援認定を受けた者（要支援1及び要支援2）については、施行日から起算して3年間、入所を継続することができることとする。

(33) 保険医療機関、保険薬局又は特定承認保険医療機関に関する経過措置

- ・保険医療機関、保険薬局及び特定承認保険医療機関のうち病院又は診療所については、施行日に、介護予防居宅療養管理指導に加え、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションの指定があったものとみなす。
- ・上記のみなし指定を必要としない場合は、その旨を都道府県知事に届け出るものとする。

2. 老人福祉法施行規則の改正

(1) 老人介護支援センターに関する規定の見直し

・地域包括支援センターを創設し、包括的支援事業を実施することにより、老人福祉法上の在宅介護支援センターが市町村事務の委託を受ける規定を削除したことに伴い、委託に関する規定を削除する。

(2) 小規模多機能型居宅介護

・小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点として、適切に日常生活上の便宜等を実施できる拠点を規定する。

(3) 認知症対応型共同生活援助事業者に対する家賃等の前払金の保全措置

・認知症対応型共同生活援助事業者が受領する前払金の範囲は、家賃に加え、一時金、管理費など介護等の供与の対価として収受する全ての費用（家賃6ヶ月相当分の敷金を除く。）とする。

・上記前払金について、倒産や利用者の退居の場合に備える保全措置は、一時金の返還債務について銀行保証を付すこと等とする。

※ 有料老人ホームに設ける保全措置と同様に規定。

(4) 有料老人ホームの見直し

・有料老人ホームの対象として、洗濯、掃除等の家事又は健康管理を行うものを含むこととする。

・高齢者専用賃貸住宅（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）を特定施設の対象に加えることに伴い、当該賃貸住宅を有料老人ホームの対象から外す。

・備え付けるべき帳簿の内容は、前払金の受領記録等とし、保存期間は2年間とする。

・情報開示は、サービスの内容や前払金の額などを書面で行うこととする。

・前払金の範囲は、家賃に加え、一時金、管理費など介護等の供与の対価として収受する全ての費用（家賃6ヶ月相当分の敷金を除く。）とする。

・上記前払金について、倒産や利用者の退居の場合に備える保全措置は、一時金の返還債務について銀行保証を付すこと等とする。

・契約締結日から起算しておおむね90日以内の契約解除の場合について、前払金の全部を利用者に返還することを規定。（通知）

・有料老人ホームの表示事項として、外部サービス利用型特定施設である場合には、その旨を明示することを加える。（通知）

3. その他

・改正法の成立に伴い関係省令について所要の改正を行う。

4. 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の経過措置

・地域包括支援センターの職員の経過措置として、保健師の代わりに「地域保健等に関し経験のある看護師」を、社会福祉士の代わりに「福祉事務所における現業事務に通算して5年以上又は介護支援専門員の業務3年以上従事した経験を有し、かつ、高齢者の保健又は福祉に関する相談等の業務に3年以上従事した経験を有する者」を、主任介護支援専門員の代わりに「都道府県知事が認める研修の課程を修了した介護支援専門員」等を規定することとする。

・その他所要の経過措置を設ける。

5. 施行期日

・平成18年4月1日とする。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

概要

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を、諮問書に基づいて定めることとし、詳細は省令本文を参照。

夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、イメージ図を別添として添付。

(別添) 介護サービス情報の公表の対象サービス及び事業者が報告する介護サービス情報の範囲について

- 1 介護サービス情報の公表の対象となるサービス
介護サービス情報の公表の対象となるサービスは以下の9サービスとする。
 - 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所看護、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・有料老人ホームに係るものに限る。）、福祉用具貸与
 - 居宅介護支援
 - 介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス

- 2 介護サービス事業者が報告する介護サービス情報の内容
介護サービス事業者が都道府県知事に対し報告する情報は、以下の項目に関するものとする。

【基本情報項目】

- ① 事業所又は施設を運営する法人等に関する事項（法人等の名称、所在地等）
- ② 介護サービスを提供しようとする事業所等に関する事項（事業所の名称等）
- ③ 事業所又は施設において介護サービスに従事する従事者に関する事項（職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、経験年数等）
- ④ 介護サービスの内容に関する事項（事業所等の運営方針、介護サービスの内容等）
- ⑤ 介護サービスを利用するための料金に関する事項
- ⑥ その他都道府県知事が必要と認める事項

【調査情報項目】

- ① 介護サービスの内容に関する事項
 - ・ 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者の権利擁護のために講じている措置
 - ・ 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置
 - ・ 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - ・ 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置
 - ・ 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
- ② 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項
 - ・ 適切な事業運営の確保のために講じている措置
 - ・ 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
 - ・ 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - ・ 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
 - ・ 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

概要

- (1) サテライト型居住施設の本体施設に関する規定
 - サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、その本体施設に置く医師又は介護支援専門員の数を算定するに当たっては、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の合計数を算定基礎とすること。
 - 本体施設の管理者はそのサテライト型居住施設の管理者を兼ねることができること。
- (2) 非常災害対策等
 - 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知すること。
- (3) 褥瘡防止対策
- (4) 感染症対策
 - 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐための感染症対策委員会を1月に1回程度開催すること、その結果を職員へ周知徹底すること、感染症対策の指針を作成すること、感染症対策に関する職員研修を行うこと、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応すること。
- (5) 事故発生・再発防止のための措置
 - 事故発生時の対応等の指針を整備すること。
 - 事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備すること。
 - 事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うこと。
- (6) ユニット型施設における勤務体制の確保
 - ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を置くこと。
 - 2ユニットごとに1人以上の夜勤職員を置くこと。
 - ユニットごとに常勤のユニットリーダーを置くこと。

介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準

概要

1. 小規模介護老人保健施設関係

(1) 定義

○以下の2種類の施設を新たに定義する。

- i) 本体施設である介護老人保健施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される在宅復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設→サテライト型小規模介護老人保健施設
- ii) 病院又は診療所に併設される在宅復帰の支援を目的とする29人以下の介護老人保健施設 →医療機関併設型小規模介護老人保健施設

(2) 人員基準の緩和

①介護支援専門員

本体施設に従事する介護支援専門員であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。

②小規模介護老人保健施設の人員基準の緩和

- i) サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設の職員により、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①医師、②支援相談員、③理学療法士又は作業療法士、④栄養士、⑤介護支援専門員について、配置しないことができる。
- ii) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、併設する病院又は診療所の職員により、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①医師、②理学療法士又は作業療法士、③栄養士について、配置しないことができる。

※上記の緩和措置については、省令上は、双方の施設の入所者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときに配置しないことができることとしており、解釈通知において、双方の定員を合算し、介護老人保健施設の人員基準を満たす範囲内であることを規定予定。

(3) 施設設備基準の緩和

①小規模介護老人保健施設の施設設備基準の緩和

- i) サテライト型介護老人保健施設については、本体施設の施設を利用することにより、両介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①調理室、②洗濯室又は洗濯場、③汚物処理室を有しないことができる。

- ii) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、併設する病院又は診療所の施設を利用することにより、両施設の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、①療養室、②診察室を除き、施設基準に定める施設を有しないことができる。

②機能訓練室

サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設の機能訓練室については、40㎡以上の面積を有しなければならないこととする。(介護老人保健施設については、入所定員×1㎡以上)

※ユニット型介護老人保健施設においても、同様の緩和措置を講じることとする。

2. その他の主な改正点

- (1) 一定の要件を満たす場合の耐火・準耐火建築物要件の緩和 (第4条関係)
- (2) 褥瘡発生防止のための体制整備に係る規定の追加 (第18条第5項関係)
- (3) 感染症及び食中毒の蔓延防止のための措置に係る規定の追加 (第29条関係)
- (4) 介護事故発生・再発防止のための措置に係る規定の追加 (第36条関係)
- (5) ユニットケアに係る人員基準の見直し (第48条関係)

介護老人保健施設の人員・施設・設備基準について

	介護老人保健施設	サテライト型小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設	介護療養型医療施設（病院）
定 義	—————	<p>本体施設である介護老人保健施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅復帰支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設（本則）</p>	<p>病院又は診療所に併設され、入所者の在宅復帰支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模老健以外のもの（本則）</p>	—————
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○医師(1人以上、入所者 100:1) ○薬剤師 適当数 ○看護・介護職員 入所者 3:1 (うち、看護職員が 2/7 程度) ○支援相談員 入所者 100:1 ○PT又はOT 入所者 100:1 ○栄養士 1以上(定員 100以上) ○介護支援専門員 1以上 ○調理員等 適当数 	<ul style="list-style-type: none"> ★医師 →緩和可 ○薬剤師 ○看護・介護職員 ★支援相談員 →緩和可 ★PT又はOT →緩和可 ★栄養士 →緩和可 ★介護支援専門員 →緩和可 ○調理員等 	<ul style="list-style-type: none"> ★医師 →緩和可 ○薬剤師 ○看護・介護職員 ○支援相談員 ★PT又はOT →緩和可 ★栄養士 →緩和可 ○介護支援専門員 ○調理員等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 3人 ○看護職員 入所者 6:1 ○介護職員 入所者 6:1 ○PT及びOT 適当数 ○薬剤師 1人以上 ○栄養士 1人 ○介護支援専門員 1人
施設設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ○機能訓練室(定員×1㎡以上) ○談話室 ○食堂(定員×2㎡以上) ○浴室 ○レクリエーション・ルーム ○洗面所 ○便所 ○サービス・ステーション ○調理室 ○洗濯室又は洗濯場 ○汚物処理室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍓以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍓以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ★機能訓練室 →40㎡以上 ○談話室 ○食堂(定員×2㎡以上) ○浴室 ○レクリエーション・ルーム ○洗面所 ○便所 ○サービス・ステーション ★調理室 →緩和可 ★洗濯室又は洗濯場 →緩和可 ★汚物処理室 →緩和可 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍓以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍓以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ★機能訓練室 →40㎡以上 ★談話室 →緩和可(以下★は同じ) ★食堂 ★浴室 ★レクリエーション・ルーム ★洗面所 ★便所 ★サービス・ステーション ★調理室 ★洗濯室又は洗濯場 ★汚物処理室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍓以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍓以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病室(1人当たり 6.4㎡以上) ○機能訓練室(40㎡以上) ○談話室 ○食堂(定員×1㎡以上) ○浴室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍓以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍓以上</p>

介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

概要

1. 3施設共通事項

(1) 消火設備等の整備等（第3条等関係、第27条関係）

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること及び非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知することを新たに規定する。

(2) 褥瘡発生防止のための体制整備に係る規定の追加（第18条関係）

(3) 感染症及び食中毒の蔓延防止のための措置に係る規定の追加（第28条関係）

(4) 協力歯科医療機関を定めておくべき努力義務規定の追加（第28条の2関係）

(5) 介護事故発生・再発防止のための措置に係る規定の追加（第36条関係）

(6) ユニットケアに係る人員基準の見直し（第48条関係）

2. 経過措置関係

○現行の介護報酬告示上の療養環境減算（Ⅱ）及び（Ⅲ）に係る経過措置規定について、時限規定とする。

【病院】

(1) 療養環境減算（Ⅱ）→平成20年3月末をもって廃止

- ①一病室当たりの病床数（原則4床以下）の経過措置 →基準省令附則第 8条
- ②病室の面積（原則1人当たり6.4㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第 9条
- ③機能訓練室の面積（原則内法40㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第11条
- ④食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出している施設）→基準省令附則第 7条

→該当する附則の中に平成20年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

(2) 療養環境減算（Ⅲ）→平成19年3月末をもって廃止

- 食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出していない施設）→基準省令附則第 7条

→該当する附則の中に平成19年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

【診療所】

(1) 療養環境減算（Ⅰ）→平成20年3月末をもって廃止

- ①一病室当たりの病床数（原則4床以下）の経過措置 →基準省令附則第13条
- ②病室の面積（原則1人当たり6.4㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第14条
- ③食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出している施設）→基準省令附則第12条

→該当する附則の中に平成20年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

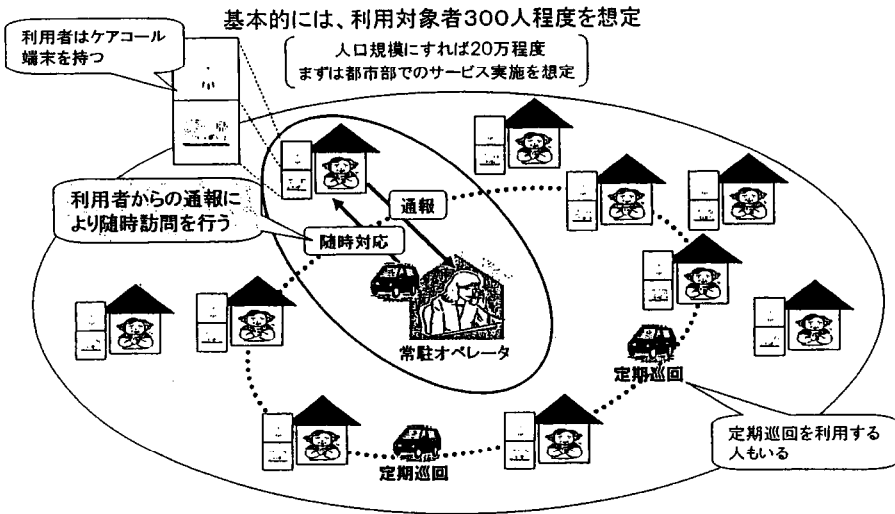
(2) 療養環境減算（Ⅱ）→平成19年3月末をもって廃止

- 食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出していない施設）→基準省令附則第12条

→該当する附則の中に平成19年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

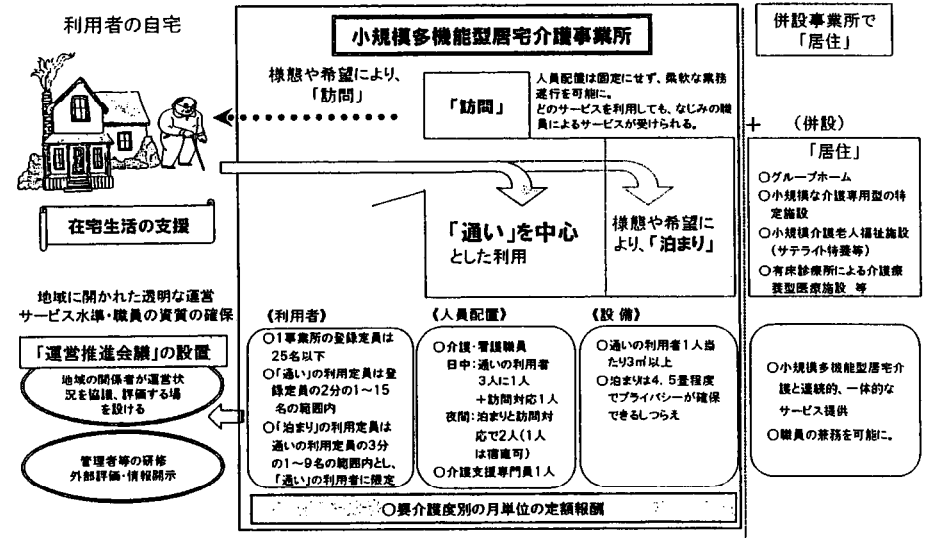
夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方: 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要
→ 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設



小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方: 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

概要

1. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準関係

〈地域密着型サービス基準からの主な変更点〉

- ①「基本方針」について、地域密着型介護予防サービスの特性を踏まえた修正を加えたこと。
- ②指定地域密着型介護予防サービス事業者と指定地域密着型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業者の指定に係る事業所が一体的に運営される場合には、指定地域密着型サービス事業者の人員や設備の基準を満たす場合には、指定地域密着型介護予防サービス事業者の同基準も満たす旨の規定を追加したこと。
- ③介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の制定に伴い、地域密着型サービス事業者の運営基準の中で、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」、「計画の作成」に係る規定など、サービスの提供に当たっての具体的なプロセスを規定しているものについては、地域密着型介護予防サービス事業者の運営基準においては、原則として、介護予防の効果的な支援の方法に関する基準に適宜修正をした上で規定することとし、運営基準には定めないこととしたこと。

2. 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

- 地域密着型介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→介護予防支援事業者への報告→必要に応じた計画変更）等について、規定することとした。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

概要

- 福祉用具の種目について、限定列挙されている歩行補助つえの種類に、プラットホームクラッチを加えるもの。

(参考)

1. プラットホームクラッチ

○特徴)

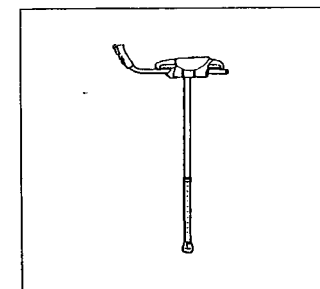
肘関節屈曲位として前腕部で支持することができるよう、握りのついた前腕支持部がある。

○対象者)

リウマチなど手指、手関節に強い負荷をかけられない場合や肘関節に伸展制限のある方。

○対象として検討する理由)

杖については、転倒予防や段差解消等の機能を有し、歩行を支援する用具であり、支持面や把持部の形状が工夫されたものを幅広く取り入れることで、利用者に合った適正な用具を提供することが可能となり、利用者の自立支援に貢献すると考えられる。



指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準

概要

1. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準関係

〈居宅サービス基準からの主な変更点〉

- ①「基本方針」について、介護予防サービスの特性を踏まえた修正を加えたこと。
- ②指定介護予防サービス事業者と指定居宅サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業者の指定に係る事業所が一体的に運営される場合には、指定居宅サービス事業者の人員や設備の基準を満たす場合には、指定介護予防サービス事業者の同基準も満たす旨の規定を追加したこと。
- ③介護予防訪問入浴介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について、以下のとおりの修正を加えたこと。

(1) 介護予防訪問入浴介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・看護師又は准看護師 1以上
- ・介護職員 1以上

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、「看護職員・介護職員」について、以下のように規定する。

- ・要支援1である利用者：看護・介護職員＝10：1（常勤換算）
- ・要支援2である利用者：看護・介護職員＝3：1（常勤換算）
- ・看護職員
利用者が30人までは1人、30人を超える場合は50人又はその端数ごとに1人とする。
- ・介護職員
常に1以上の介護職員を確保すること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- ・看護職員、介護職員ともに1人以上は常勤であること。

(3) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・生活相談員
利用者：生活相談員＝100：1
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合には限り、同一施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護職員
要支援者である利用者：介護職員＝30：1（常勤換算）
- ・計画作成担当者
利用者：計画作成担当者＝100：1（常勤換算）
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護支援専門員であること。（養護老人ホームである特定に経過措置を置くこと）
- ・当該事業所における業務に携わる従業員の員数は、常に1人以上確保すること。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

- ④介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の制定に伴い、現行の居宅サービス事業者の運営基準の中で、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」、「計画の作成」に係る規定など、サービスの提供に当たっての具体的なプロセスを規定しているものについては、介護予防サービス事業者の運営基準においては、原則として、介護予防の効果的な支援の方法に関する基準に適宜修正をした上で規定することとし、運営基準には定めないこととしたこと。

2. 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

- 介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→介護予防支援事業者への報告→必要に応じた計画変更）等について、規定することとした。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

概 要

(1) 従業員の員数関係

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとの1人以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないこと。

(2) 管理者関係

- ① 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないこと。
- ② 常勤・専従の管理者を配置しなければならないこと。ただし、ただし、支障がない範囲で、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務等に従事できること。

(3) 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→介護予防サービス計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→必要に応じた計画変更）等について規定すること。

(4) 介護予防支援業務の委託

介護予防支援業務の委託に当たり、以下の事項を遵守すること。

- イ 地域包括支援センター運営協議会の議を経ること。
 - ロ 適切かつ効率的な介護予防支援業務の実施のために、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
 - ハ 委託先に介護予防支援に関する必要な知識・能力を有する介護支援専門員が配置されていること。
 - ニ 委託先に適切な業務を行わせるよう必要な措置を行うこと。
- ホ 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員の数に8を乗じて得た数以下であること。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

告示の件名を改正するもの。

厚生労働大臣が定める基準

概要

○ 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた基準について定めるもの。

(1) 居宅サービス関係

- ① 訪問介護費に係る特定事業所加算の算定要件を定める。
- ② 訪問看護費に係るターミナルケア加算の算定要件を以下のとおり定める。
〈ターミナルケア加算の算定要件〉
 - イ ターミナルケアを受ける利用者のために24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
 - ロ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。
- ③ 通所介護・リハビリテーション、短期入所生活・療養介護における栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算、栄養管理体制加算、療養食加算について、定員超過、標準人員欠如でないことを算定要件として定める。
- ④ 短期入所・療養生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算に係る算定要件を以下のとおり定める。
〈緊急短期入所ネットワーク加算の算定要件〉
 - イ 他の指定短期入所生活・療養介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
 - ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

(2) 地域密着型サービス関係

- 現行の居宅・施設サービス等と同内容で地域密着型サービスにも設ける加減算の算定要件について定める（経口移行加算、栄養マネジメント加算の算定要件等）。

(3) 施設サービス関係

- ①介護老人福祉施設における身体拘束廃止未実施減算の算定要件を定める。
 ②介護保険施設における在宅復帰支援機能加算の算定要件を定める。

〈在宅復帰支援機能加算の算定要件〉

- イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算の対象者を除く。）のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（入所期間が1月間を超えていた者に限る。）が指定介護老人福祉施設が100分の20、介護老人保健施設が100分の50、指定介護療養型医療施設が100分の30を超えていること。
- ロ 当該施設から退所した者の退所した日から30日以内に居室を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所した者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- ③ 介護老人福祉施設における在宅・入所相互利用加算の算定要件を以下のとおり定める。

〈在宅・入所相互利用加算の算定要件〉

在宅生活において生活している期間中の介護支援専門員と入所している施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して、当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

(4) 居宅介護支援関係

- 居宅介護支援における運営基準減算、特定事業所集中減算、特定事業所加算の算定要件を定める。

(5) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス関係

- ① 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活・療養介護における栄養改善加算、口腔機能向上加算、栄養管理体制加算、療養食加算について、定員超過、標準人員欠如でないことを算定要件として定める。
- ② 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算の算定式について定める。

厚生労働大臣が定める施設基準

概 要

(1) 居宅サービス関係

① 指定通所介護関係

- (a) 小規模型通所介護費の施設基準を、「前年度の1月当たりの平均利用延人数が300人以内の事業所」と定めるとすること。
- (b) 通常規模型通所介護費の施設基準を、(a)に該当しない事業所であると定めること。
- (c) 療養通所介護費の施設基準を、
- ・ 指定療養通所介護事業所であること
 - ・ 指定基準に定める看護職員又は介護職員（看護師配置1.5:1、常勤専従の看護師を1名以上）を配置していることとする。
- (d) 大規模減算の施設基準を、「前年度の1月当たりの平均利用延人数が900人を超える事業所」と定めるとすること。

② 指定通所リハビリテーション関係

大規模減算の施設基準として(d)の規定を準用すること。

③ ユニット型施設に係る減算

短期入所生活・療養介護であるユニット型施設において、遵守していない場合減算の対象となる施設基準を以下のとおり定める。

- ・ 日中については、一ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
- ・ 一ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していること。

④ 認知症ケア加算に係る要件追加

以下の施設基準を、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対し、介護を行った場合に係る認知症ケア加算の算定要件に追加すること。

- ・ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、10人を標準とすること。
- ・ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配

置すること。

⑤認知症疾患型短期入所療養介護費の報酬類型の見直し

- ・ 大学病院等については、看護：介護<3:1 6:1>とする。
- ・ 一般病院については、看護：介護<4:1 4:1>、<4:1 5:1>、<4:1 6:1>及び経過措置型とする。

(2)施設サービス関係

①介護老人福祉施設関係

(a) 小規模介護福祉施設サービス費（ユニット型含む）の算定要件として、入居定員を30人と定める。

(b) 以下の施設基準を、重度化対応加算の算定要件とする。

- イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。
- ホ 看取りのための個室を確保していること。

(c) 以下の施設基準を、準ユニットケア加算の算定要件とする。

- イ 12人を標準とする単位において、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を行っていること。
- ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した居室を整備するとともに、ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。
- ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。
 - (1) 日中において一のユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
 - (2) 夜間及び深夜において一のユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
 - (3) 一のユニットごとに常勤の責任者を配置していること。

(d) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

②介護老人保健施設関係

(a) 以下の施設基準を、小規模介護保健施設サービス費の算定要件とする。

・ 当該介護老人保健施設が、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

(b) 以下の施設基準を、認知症短期集中リハビリテーション加算の算定要件とする。

- イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

(c) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

③介護療養型医療施設関係

(a) 認知症疾患型介護療養施設サービスの報酬類型の見直し((1)⑤と同様)

(b) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

(3)地域密着型サービス関係

①夜間対応型訪問介護関係

以下の施設基準を、夜間対応型訪問介護費の算定要件とする。

- イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定すべき指定通所介護の施設基準オペレーションセンターを設置していること。
- ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定すべき指定通所介護の施設基準オペレーションセンターを設置していないこと（ただし、オペレーションセンターを設置している事業所が、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することは可）。

②認知症対応型通所介護関係

以下の施設基準を、認知症対応型通所介護費（Ⅲ）の算定要件とする。

・ 当該認知症対応型通所介護事業所が、指定基準に定める共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

③認知症対応型共同生活介護関係

(a) 以下の施設基準を、短期利用共同生活介護費の算定要件とする。

- (1) 指定基準に定める介護従業者の員数を満たしていること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過していること。
- (3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。

(5) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

(b) 以下の施設基準を、医療連携体制加算の算定要件とする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約により、看護師を1名以上確保していること。

ロ 看護師による24時間連絡体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

④地域密着型介護老人福祉施設関係 ((3)①と同様)

(4)介護予防サービス関係 ((1)③・⑤と同様)

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び

看護職員等の員数の基準

並びに通所介護費等の算定方法

概要

(1) 居宅サービス関係

○ 指定療養通所介護事業所において、

・ 利用定員が指定基準に定める5名以下であること

・ 看護師の配置が1.5:1を満たすものであり、専従の看護師を1名以上配置していること

が遵守されていない場合には、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

○ 指定短期入所生活・療養介護事業所において、緊急短期入所ネットワーク加算を算定した場合において、利用定員の100分の105までの超過利用を認める。

○ 指定短期入所療養介護事業所において新たに創設した特定病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型短期入所療養介護費（日帰りショート）について、利用定員、員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

○ 特定施設入居者生活介護事業所において新たに創設した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費について、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

(2) 地域密着型サービス関係

○ 新たに創設した地域密着型サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

(3) 施設サービス関係

○ 介護支援専門員を配置しない介護保険施設に係る経過措置の時限が、平

成 18 年 4 月 1 日までであることに伴い、関係規定を削除する。

(4) 介護予防サービス関係

- 新たに創設した介護予防サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の 100 分の 70 を算定すること（介護予防短期入所療養介護について、看護師が基準に定められた看護職員の員数に 100 分の 20 に乗じて得た数未満等の場合は、100 分の 90、僻地の医師確保計画を届け出たもので、医師の数が基準に定められた所定の医師の員数を満たしていない場合は、12 単位を控除した単位数を算定すること）を定める。

(5) 地域密着型介護予防サービス関係

- 新たに創設した地域密着型介護予防サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の 100 分の 70 を算定することを定める。

厚生労働大臣が定める夜勤を行う

職員の勤務条件に関する基準

概 要

○ 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を定めるもの

- ユニット型単独型・併設型短期入所生活・療養介護事業所、ユニット型単独型・併設型介護予防短期入所生活・療養介護事業所において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、二のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を 1 以上と定めること。
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、夜勤を行う介護従業者の数が 1 以上であること。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数が 3 以上である場合にあっては、二の共同生活住居ごとに 1 以上であること。
- ユニット型介護保険施設において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、二のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を 1 以上と定めること。

厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等

概要

- 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた特定診療費に係る施設基準等を定めるもの。
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数において、維持期のリハビリテーションの特性に応じた体制等を評価する観点から理学療法(Ⅰ)、作業療法(Ⅱ)、言語聴覚療法(Ⅲ)を廃止し、報酬区分を見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。
- リハビリテーションマネジメント加算の算定要件を定めるもの(他の介護保険施設と同じ規定)。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額

及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

概要

- 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の対象となるサービスを居宅サービス及び地域密着型サービスとするとともに、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を定める。
 - ・ 経過的要介護 6, 150単位
 - ・ 要介護1～5 現行と変更なし
- 介護予防サービス費等区分支給限度基準額の対象となるサービスを介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスとするとともに、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を定める。
 - ・ 要支援1 4, 970単位
 - ・ 要支援2 10, 400単位

居宅介護住宅改修支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

告示の件名を改正するもの。

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び
介護予防福祉用具購入費支給限度基準額

告示の件名を改正するもの。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が 疑われる際の対処等に関する手順

概要

- 介護保険施設等に関する指定基準において別に厚生労働大臣が定めることとされた、施設における感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順について定めるもの。

昨年初の介護関連施設における感染性胃腸炎の集団発生を受けて発出した平成17年2月22日通知の内容等を参考として、主として以下の内容を規定。

- ① 感染症等が疑われる場合の管理者への報告体制、管理者からの指示
- ② 有症者等の状態に応じた協力病院等との連携
- ③ 施設から市町村及び保健所への報告基準
 - ・ 同一の感染症等による（と疑われる）死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - ・ 同一の有症者等が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合
 - ・ 通常の発生動向を上回る発生が疑われ、管理者等が報告を必要と認めた場合
- ④ 検体確保の努力義務
- ⑤ 日頃からの感染症等の防止のための措置（職員の健康管理の徹底、健康状態に応じた職員や来訪者の利用者との接触制限、手洗いやうがいの励行 等）

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数

概要

(1) 基本夜間対応型訪問介護費

- 利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合
1,000 単位/1 か月

(2) 定期巡回サービス費

- 利用者に対して、定期巡回サービスを行った場合
347 単位/1 回

(3) 随時訪問サービス費（Ⅰ）

- 利用者に対して、随時訪問サービスを行った場合
580 単位/1 回

(4) 随時訪問サービス費（Ⅱ）

- 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合
 - ・ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
 - ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ・ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
 - ・ その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合
 780 単位/1 回

○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を定める件の概要（案）

特定施設入居者生活介護費の類型として、

- ① 生活相談、介護サービス計画の作成、安否確認の実施は特定施設が行い、
- ② 介護サービスの提供については、当該特定施設が外部の指定住宅サービス事業者等との委託によりサービス提供を行う新たなサービス類型を創設したことにともない、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が提供するサービスの種類及び単位数並びに限度単位数と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が提供するサービスの種類及び単位数並びに限度単位数を定める。

〈サービスの種類〉

A. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

- ①指定訪問介護、②指定訪問入浴介護、③指定訪問看護、④指定訪問リハビリテーション、⑤指定通所介護、⑥指定通所リハビリテーション、⑦指定福祉用具貸与、⑧指定認知症対応型通所介護

B. 外部サービス利用型特定介護予防特定施設入居者生活介護

- ①指定介護予防訪問介護、②指定介護予防訪問入浴介護、③指定介護予防訪問看護、④指定介護予防訪問リハビリテーション、⑤指定介護予防通所介護、⑥指定介護予防通所リハビリテーション、⑦指定介護予防福祉用具貸与、⑧指定介護予防認知症対応型通所介護

〈各サービスの単位数〉

・基本サービス部分

介護給付	84単位/日
予防給付	63単位/日

- ・出来高部分／介護給付
- イ 訪問介護
 - ・身体介護 90単位／15分
(1時間30分以上の場合、540単位に15分増すごとに+37単位)
 - ・生活援助 45単位／15分
(1時間30分までの評価)
 - ・通院等乗降介助 90単位／1回
- ロ 他の訪問系サービス及び通所系サービス
→通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ハ 指定福祉用具貸与
→貸与額を適用(対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

- ・出来高部分／予防給付
- イ 訪問系サービス及び通所系サービス
→通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ロ 指定福祉用具貸与
→貸与額を適用(対象品目・対象者も通常のサービスと同様)

<限度単位数：基本部分+出来高部分の合計単位数とする。>

要支援1	4,970単位／月
要支援2	10,400単位／月
経過的要介護	6,505単位／月
要介護1	16,689単位／月
要介護2	18,726単位／月
要介護3	20,763単位／月
要介護4	22,800単位／月
要介護5	24,867単位／月

※予防給付は、居宅サービスの区分支給限度額を適用。

※算定要件

- ・基本部分は、特定施設の職員による特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等の業務について算定する。
- ・訪問介護・介護予防訪問介護は、3級課程の訪問介護員によるサービス提供を除く。
- ・訪問看護・介護予防訪問看護は、保健師、看護師等によるサービス提供に限る。
- ・介護予防通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護は、選択的サービスの部分(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算を可能とする(加算額は通常の介護予防通所介護・通所リハビリテーションの加算額の90/100)。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者

概要

- 夜間対応型訪問介護の基準において、別に厚生労働大臣が定めることとされた夜間対応型訪問介護のオペレーターとなりうる職種を定めるもの。

夜間対応型訪問介護のオペレーターとなりうる職種を、看護師、介護福祉士(以上は基準で明記)、医師、保健師及び社会福祉士とする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

概要

(1) 非常災害対策

- 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知すること等を規定する。

(2) 感染症対策

- 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐための感染症対策委員会を1月に1回程度開催すること、その結果を職員へ周知徹底すること、感染症対策の指針を作成すること、感染症対策に関する職員研修を行うこと、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応すること。

(3) 耐火・準耐火要件の緩和

- 都道府県知事が、火災予防等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造平屋建ての建物について、スプリンクラーの設置等により火災時の入所者の安全性が確保され、適切な火災予防及び消火活動が可能と認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこと。

(4) 事故発生・再発防止のための措置

- 事故発生時の対応等の指針を整備すること。
- 事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備すること。
- 事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うこと。

(5) 褥瘡防止対策

(6) ユニット型施設における勤務体制の確保

- ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を置くこと。
- 2ユニットごとに1人以上の夜勤職員を置くこと。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを置くこと。

(7) 地域密着型特別養護老人ホーム関係

- 地域密着型特別養護老人ホームの廊下幅は、1.5メートル(中廊下の幅は、1.8メートル)とし、入所者、職員等の円滑な往来に支障がない場合はこの限りでないこととする。
- 地域密着型特別養護老人ホームに短期入所生活介護事業所が併設されている場合には、医師を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームに通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等が併設されている場合には、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所の入所定員の上限は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員とする。
- 地域密着型特別養護老人ホームの職員は、併設される小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- サテライト型居住施設を、本体施設と密接な連携を確保した地域密着型特別養護老人ホームであることを規定する。
- サテライト型居住施設には、医務室を必置とせず、必要な医療機器等を設けることでよいこととする。
- サテライト型居住施設には、本体施設で調理し、衛生上適切な運搬を行う場合は、簡易な調理設備を設けることでよいこととし、調理室を必置としない。
- サテライト型居住施設には、本体施設との連携の下で、医師、栄養士、機能訓練指導員、調理員等を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームは、利用者、家族、地域住民の代表、地域支援センターの職員等からなる運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。その際、報告、評価等についての記録を作成し、これを公表すること。

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成18年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額の案

概要

- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第11条に規定する第2号被保険者1人当たりの負担額を41,688円とすることその他必要な事項を定めるもの。
- 施行期日
公布日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第1項各号及び第2項各号並びに第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額を定める件

概要

- (1) 税制改正の影響を受ける者
平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。
- (2) 税制改正への対応
当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第1項各号及び第2項各号並びに第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額を定める件

概要

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条において準用する附則第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額を定める件

概要

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける旧措置入所者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。

**介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条に
おいて準用する附則第4条第1項各号及び第2項各号に掲
げる者に係る介護保険法施行法第13条第5項第2号に規
定する居住費の特定負担限度額を定める件**

概 要

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける旧措置入所者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。